適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和７年10月31日

金融庁長官　伊藤　　豊
国土交通大臣　金子　恭之

１　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等

名称　株式会社リサ・パートナーズ
所在地　東京都港区港南二丁目15番３号

２　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和７年11月１日から令和９年10月31日まで

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間